

## 市第60号議案

# 公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第6条第4項に規定する重要な財産を定める条例の制定について

### 1 制定内容

公立大学法人横浜市立大学が保有する財産で、横浜市からの出資又は支出に係るもの（法第42条の規定による支出に係るものを除く。）のうち、将来にわたり業務を実施する上で必要がなくなつたと認められるときに、市長が認可し、納付する重要な財産を定める条例を制定します。

### 2 制定理由

平成25年6月7日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」が成立し、地方独立行政法人法が改正されました。

改正法の中で第6条第4項が新設され、地方独立行政法人が、業務の見直し、社会経済情勢の変化等の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出に係るものであるときは、第42条の2の規定により当該財産を処分しなければならないことが規定されています。

そのため、法第6条第4項に規定する重要な財産を定めるため、条例を制定するものです。

### 3 制定する条例の施行期日

平成26年4月1日

○ 改正地方独立行政法人法（抜粋）

（財産的基礎）

第6条（第1項から第3項まで省略）

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

（第5項及び第6項省略）

（出資等に係る不要財産の納付等）

第42条の2第1項（第2項から第7項まで省略）

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。